

「総ぐるみ」新聞

第三回医療講演会、好評のうちに終了

十慈堂病院 秋葉看護師長による

「自分たちで出来る手づくり看護・介護の話」

表記医療講演会は、三月二日午後二～四時、日限山コミュニティハウスで開かれ、二十四(会員十三)名の出席がありました。

十慈堂病院は、二十五年前一般病院として開業しましたが、その後時代と共に高齢者を多く受け入れて、現在は、介護保険による介護療養型病院となりました。十年ほど前から看護・介護の面から種々工夫され、実践してこられた具体的な看護方法をご指導くださったので、お話の概要を紹介します。

○不眠症の人には

寒い時期には、足浴が効果的です。根しように一カケを皮付きのままおろして加えたバケツの湯で、二十～三十分足浴します。また、「安眠ジュース」と十慈堂病院で呼ぶ飲物も効果的です。玉ねぎ1/4と1/6をすりおろし、ガーゼまたはキッチンペーパーで絞った汁に、りんごジュースを50～200ml加えたものは、不眠症状に効果的と実証済みです。スライスした玉ねぎを枕元に吊りさげておく方法もあります。

○自分でタンを出す」との出来ない人には

鼻づまり症状を解消するために使うヴィックス・ベポラップを、のどから胸にかけて塗り、暖かいタオルで蒸しておきます。その上から、手の平をくぼみを作るような形に丸めて、ぼんぼんとたく(タツピングという)と、タンがはがれて、出やすくなります。

○便秘の人には

加齢と共に腸のぜん動運動が衰えるので、便秘になりがちです。便秘の場合もまた、お腹にヴィックス・ベポラップを塗ってから暖かいタオルをのせて、の字を描く様にマッサージを繰り返すのが、とても有効です。便秘症状をほっておくと、食欲もなくなつて吐き気を催し、ついには腸閉塞を起こし、命取りにもなるので怖いことです。制限のない限り、水分をとるのも大切ですし、決まった時間に排便の習慣をつける努力をすることも必要です。

○嚥下障害の人には

口の中には多くの細菌がいますが、健康な人は食べ物をかむことによって唾液が出るし、唾液は口内細菌を殺す作用があります。しかし、食事の出来ない人は、唾液が出ないので、そこで、口内細菌を取り除くために、お茶でぬらしたガーゼで口内をぬぐったり、パイナップルの芯で口の中をこすったりするのが有効です。病院ではパイナップルの芯は、冷凍保存してあります。また、嚥下障害の人は、顔やほほ、また口の周りを日ごろからマッサージして、筋肉を柔らかくしておくことも大切です。

お茶には殺菌作用のあるカテキンがあるので、茶殻も乾燥してお風呂に入れたり、手足を洗う際に使ったりすると有効です。

*

*

講演後、戸塚区を拠点に手話ダンスを通してボランティア活動をしている「フラワ―東戸塚」中村美恵子さん他三名の方によるダンスの実演がありました。

「ふるさと」「浜辺の歌」などを、耳の不自由な方を交えて踊られた後、「春が来た」今日の日はさようなら」の手話を指導いただき、共に踊って楽しく終了しました。

NP〇総ぐるみ福祉の会・事務所は日限山4・44・23の宮崎宅です。入会や活動については、宮崎浩子(TEL84447477)、大橋綾子(TEL82332363)、菅沼永子(TEL8449193)、米川満寿子(TEL8419433)、菊地幸子(TEL8414862)に、「日限山荘」でも受け付けています。

元気なうちに手続きしておきたい

成年後見制度 (その2)

◎任意後見契約の流れ

現在は元気でひとり暮らしが出来る状態でも、この先、病気や認知症になって判断力が低下したときのために、今から準備したい人が利用するのが任意後見制度で、次のような手続きで行います。

- ① 後見人を選びます……信頼できる知人や家族・親族、弁護士、税理士、行政書士、司法書士、NPO法人、信託銀行などに依頼。
- ② 依頼する内容を細かく決めます……なるべく自宅で長く暮らしたいのか、介護施設に入るのかといった生活や介護のこと、また、預金や財産などの財務管理など、後見人に依頼する事柄を決定。
- ③ 公正証書を作成します……後見人と共に公正役場に行き、②の内容を公正証書に作成。このときの費用として、登記嘱託手数料、印紙代、切手代など約十〜十二万円が必要となります。
- ④ 判断力が低下した状態になった……小学生程度の判断力になった時点で、後見人受任者が申立人となって家庭裁判所に申立て。
- ⑤ ④と同時に家庭裁判所へ任意後見監督人の選任を依頼します……依頼を受けた後見人が職務を遂行するのを監督・補佐する人が決定。
- ⑥ 後見人の援助がスタートします……家族や親族以外の第三者に後見人を依頼すると、月額、司

法書士(約三万円)、弁護士(三万〜十万円)必要。

◎法定後見人申立ての流れ

認知症や精神障害などの病気によって、すでに判断力が不十分になってしまった人に、裁判所が後見人を選定するのが法定後見制度です。判断能力の程度によって、「補助」「保佐」「後見」という三段階に分かれています。もともと軽度な「補助」では、自己決定権尊重のために、家庭裁判所が定める特定の法律行為について、本人の同意があった場合のみ、補助人が代わって行うことになります。法定後見は次の手続きを行います。

- ① 申立権者(本人、配偶者、四親等内の親族、市区町村長)が、家庭裁判所などで相談。
- ② 必要な書類(申立書、戸籍謄本、住民票、登記事項証明書、医師の診断書など)を準備。医師の診断書作成のために約十万円必要。
- ③ 家庭裁判所へ申立て
このときの費用は、申立手数料、登記手数料、通信費、鑑定料(後見と保佐の場合)で、六〜十一万円が必要。また、申立ての手続きを司法書士や弁護士に依頼すると、その報酬が必要。
- ④ 審理(家裁の調査、審問、鑑定、診断)
- ⑤ 法定後見の開始の審判、成年後見人等の選任
- ⑥ 審判の確定後、法定後見の開始(申立てから成年後見の開始まで、三、四ヶ月かかる)
法定後見人は、月2回の訪問と安否確認の電話一回を行うため月額三万円前後の支払いが必要。法定後見を受けた人が、セールスマンの口車に乗せられて高額商品の購入や、リホームの契約を

行っても、後見人が取り消すことが出来ます。ただし、任意後見人では取り消せません。

法定後見で、「後見」を受けようになった人は、選挙権を失いますが、以前のように、戸籍に「禁治産」「準禁治産」というような記載がされる事はなく、成年後見登記簿に載るだけです。

第四回 医療講演会

老後 これからの生き方

—死についての雑感—

これから生きられる時間は決まっています。天に赦された残躯、楽しみましょう。

今後どのような生き方をするのか、どんな生活になっていくのか、先を見ずえて予測してみること、役立つかもしれません。

講師：十慈堂病院内科医 山口 陽先生

日時：三月三十日(木) 午後一時半〜四時

場所：西洗自治会館

アトラクション

江戸太神楽 鏡味千若 師

南京玉すだれ 梅乃家松竹梅 師

NPO 総ぐるみ福祉の会は、今回医療講演会を四回にわたって開催しました。

この医療講演会の開催は、十慈堂病院のご厚意と「横浜市市民活動推進基金」(よこはま夢ファン)の助成金があったので開催できました。(よこはま夢ファンは本紙十九号を参照)。